

## 原子力委員会見直しのための有識者会議 運営要領

〔平成24年10月31日  
内閣官房国家戦略室〕

原子力委員会見直しのための有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、「原子力委員会見直しのための有識者会議の開催について」（平成24年10月29日エネルギー・環境会議議長決定）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによる。

## 1. 議事の進行

- (1) 会議の進行は、座長が務める。
- (2) 座長が出席できないときは、座長の指名する者が、座長代理としてその職務を代行する。

## 2. 構成員の欠席

- (1) 会議を欠席する構成員は、代理人を会議に出席させることはできない。
- (2) 会議を欠席する構成員は、座長を通じて書面により意見を提出することができる。

## 3. 議事の公開

- (1) 配布資料及び議事録については、会議終了後、原則として、公開する。ただし、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。
- (2) 会議の陪席及び傍聴は、座長が議事の運営上必要と認めた場合において、認める。

## 4. その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。